

・ 225 【宅地建物売買契約書】

宅地建物売買契約書

印紙

不動産の表示

(土地)

所在地 茨城県竜ヶ崎市平畑三三三

地番 四四番

地目 宅地

地積 一一〇平方メートル

(建物)

所在地 同所同番地

家屋番号 六六番

種類 住宅

構造 鉄筋コンクリト造り三階建て

床面積 一一〇平方メートル

右表示物件に付、売主榊三充朗を甲、買主横橋幸弘を乙として、以下の通り売買契約を締結する。

第一条 本件宅地建物の売買代金は土地建物合算で総額 万円とす

る。乙は甲に対して、以下の通り売買代金を支払うものとする。

一 本契約と同時に手付金として金 万円を支払う。

二 平成 年 月 日に金 万円を支払う。

三 平成 年 月 日に金 万円を支払う。

このとき、手付金 万円を内金として充当する。

第二条 甲は平成 年 月 日、乙より前条二の金 万円の支払いと引き換えに、乙に対して、本件売買による所有権移転登記請求権保
行なうものとする。

第三条 甲は平成 年 月 日、乙より第一条三の金 万円の支払いと引き換えに、本件宅地建物について所有権移転の本登記手続きを
本件宅地建物を乙に現実に引き渡すものとする。

第四条 甲は前条の本登記申請完了までに、本件宅地建物にかかる抵当権、賃貸権その他の負担を除去し、完全な所有権を乙に移転しなければならない。
2 本件宅地建物について第三者より管理の主張もしくは異議申し立てがあったときは、それによって乙が蒙るすべての損害を甲が賠償しなければなら
第五条 本件宅地建物に対する公租公課ならびにガス、水道、電気などの料金は第三条の本登記の日をもって区分し、当日までを甲の負担とし、翌
担とする。

2 登記の際の売渡証書作成および印紙等の費用は甲の負担とし、買受に関する登記印紙、代書料その他の費用はこの負担とする。
第六条 甲が本契約に反して本件宅地建物にかかる所有権移転登記および本件宅地建物の引き渡しを行なわないう場合、すでに乙から甲に支払 われ
額と手付金の倍額を甲は乙に返還しなければならない。

2 乙が本契約に反して本件売買代金の支払いを完了しない場合には、甲はなんらの催告を要することなく本契約を解除できる。また、手付金はこれ
とする。

以上、本件売買の当事者双方の同意のもとに契約が締結されたことを証するため本証書を二通作成し、売主甲、買主乙双方署名捺印のうえ、各自一

平成 年 月 日

茨城県電ヶ崎市平畑三三三

売主 (甲) 榊 三充

東京都文京区小石川一一一

買主 (乙) 横橋 幸

